

下 総 第 1 5 1 2 号
令和3年(2021年)11月18日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様
同 大 賀 一 慶 様
同 香 川 昌 則 様
同 小 熊 坂 孝 司 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和2年6月12日付け監査報告第14号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、制度的な検討が必要な事項として意見のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

総合政策部情報政策課

[意見]

- (1) 市の公金口座から相手方の金融機関口座に振り込んで支払うことが可能な支出を、職員に資金前渡している事例があった。該当の事例では、パソコン及びプリンター一式の賃貸借に係る代金を、機器を使用する各課に資金前渡金として情報政策課長名義の金融機関口座に振り込ませ、集約した資金を同口座から一括して引き落とす方法で相手方に支払っている。この経費は、従前は公金口座から相手方の金融機関口座に振り込む方法で支払われており、資金前渡によらずに支払うことができる経費である。現在の資金前渡による方法に変更した理由は、支払事務の効率化を図るためとのことであるが、本件で取り扱う金額は1,000万円を超え高額であり、資金前渡された公金の管理には一定のリスクが存することを考慮すれば、他の方法による支出が可能な本件の経費を、資金前渡によって支出することは適当でないと料する。公金を安全に確保することができ、かつ、事務の効率化を図ることができる別の支出方法がないか検討されたい。

(改善措置状況)

今回の意見を受け、資金前渡口座からの自動引き落としによる支払いを中止し、令和3年4月分の支払い（支払日：令和3年5月31日）から従前の公金口座から相手方の金融機関口座に振り込む方法へ変更することとし、対象となる4件の契約について、令和3年3月中に支払方法の契約変更を行った。

また、支出の運用方法については、情報政策課が、毎月、請求額の全額を一旦支払いし、そのうちの各課の請求分については、令和3年度の出納閉鎖までに支出更正により対応することとした。

※契約変更日（年度毎の契約 計4件）

令和3年3月24日付 2件

令和3年3月29日付 2件